

令和7年度千葉県高次脳機能障害支援養成研修事業委託仕様書

1 件名

令和7年度千葉県高次脳機能障害支援養成研修事業業務委託

2 研修の目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

3 研修対象者及び受講定員

(1) 受講対象者

千葉県内に所在する障害福祉サービス等（※）事業所において高次脳機能障害者の支援に従事する従業者

※障害福祉サービス等とは、高次脳機能障害支援体制加算の対象となる生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援をいう。

(2) 受講定員

1回あたり50名程度とし、年2回開催すること。

4 研修の内容

別添「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」に定めるカリキュラムを標準とし、この内容以上のものとする。

なお、必要に応じて時間数を延長することや、必要な科目を追加することは差し支えない。

5 執行限度額

2,262,000円（税込み）

※ 実績により精算を行います

6 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

7 業務委託の内容

(1) 研修の周知に関すること

※ ただし、受講者募集等の周知については県も協力します

(2) 研修受講者の申込みに関すること

研修受講者の募集による受付及び取りまとめ、研修受講者の決定等

(3) 研修の実施に関すること

講師及び会場等の手配、カリキュラムの作成、テキストの作成・印刷、会場設営、
受付、研修当日の進行、演習のグループ分け等

(4) 研修受講生に対するアンケートの実施及び結果報告書の作成に関すること